

# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

- 狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施(一七九・自然保護課)……………1
- 土地収用法による収用の手続開始(一八〇・建設管理課) ……3
- 基本測量終了の通知(一八一・建設管理課) ……3
- 基本測量実施の通知(一八二・建設管理課) ……3
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出(一八三・由利地域振興局農林部)……………3
- 道路区域の変更及び供用開始(一八四・平鹿地域振興局建設部)……………3
- 道路の供用開始(一八五・平鹿地域振興局建設部)……………4
- 公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………5
- 土地改良区の役員の退任の届出(山本地域振興局農林部) ……5
- 土地改良区の役員の就任の届出(山本地域振興局農林部) ……5
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(七一)……………5

### 告 示

**秋田県告示第百七十九号**  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定による平成二十一年度狩猟免許試験並びに同法第五十一条の規定による狩猟免許の更新に係る平成二十一年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項及び同施行規則第五十九条第二

項において準用する同施行規則第五十一条第二項の規定に基づき、公示する。  
 平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 狩猟免許試験

##### (一) 日時及び場所

日 時	場 所
平成二十一年七月二十六日 午後一時	秋田市河辺戸島字上祭沢三十八番地四 秋田県森林学習交流館
平成二十一年八月二十五日 午後一時	北秋田市上杉字中山沢百二十番地 県立北欧の杜公園
平成二十一年十月二日 午後一時	大仙市大曲日ノ出町二丁目七番地五十三 大仙市大曲交流センター

##### (二) 試験科目

- (1) 知識試験  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
  - (2) 適性試験  
 視力、聴力及び運動能力について行う。
  - (3) 技能試験  
 狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別等の課題について行う。
- 二 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習
- (一) 日時及び場所

日 時	場 所
平成二十一年六月一日 午前九時	大仙市大曲上菜町十三番地六十二 仙北地域振興局
平成二十一年六月四日 午後一時三十分	横手市中央町八番地十二 横手市ふれあいプラザかまくら館
平成二十一年六月九日 午前九時	山本郡三種町森岳字町尻二十番地一 三種町山本公民館

平成二十一年六月九日 午前九時三十分  
 由利本荘市上大野十六番地  
 本荘由利広域交流センター

平成二十一年六月十二日 午前九時  
 能代市二ツ井町上台一番地一  
 二ツ井伝承ホール

平成二十一年六月十二日 午前九時  
 横手市増田町増田字新町二百八十五番地  
 横手市増田ふれあいプラザ

平成二十一年六月十二日 午前九時  
 湯沢市横堀字下柴田三十九番地  
 湯沢市雄勝農業研修センター

平成二十一年六月十四日 午前九時  
 北秋田市李岱字下豊田二十五番地  
 北秋田市合川駅前公民館

平成二十一年六月十四日 午後一時  
 仙北市西木町上荒井字古堀田四十七番地  
 仙北市西木総合開発センター

平成二十一年六月十五日 午前九時三十分  
 秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地二  
 遊学舎

平成二十一年六月十六日 午前九時  
 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百十八番地  
 上小阿仁開発センター

平成二十一年六月十七日 午前九時  
 雄勝郡羽後町西馬音内字中野百七十七番地  
 羽後町活性化センター

平成二十一年六月十九日 午前九時  
 能代市字海詠坂三番地二  
 能代山本広域交流センター

平成二十一年六月十九日 午前九時  
 横手市雄物川町沼館字高畑三百三十八番地  
 横手市雄物川コミュニティセンター

平成二十一年六月二十一日 午前九時  
 横手市平鹿町浅舞字覚町後百四十番地  
 横手市平鹿生涯学習センター

平成二十一年六月二十二日 午後一時  
 由利本荘市島海町伏見字久保百九十三番地  
 紫水館

平成二十一年六月二十三日  
 山本郡八峰町八森字中浜百九十六番地一

午前九時	平成二十一年六月二十三日	八峰町文化交流施設フアガス
午前九時	平成二十一年六月二十四日	大仙市刈和野字愛宕下二十四番地一 大仙市西仙北中央公民館
午前九時	平成二十一年六月二十六日	湯沢市川連町字上平城百二十番地 湯沢市立稲川農村環境改善センター
午前九時	平成二十一年六月二十八日	大館市比内町扇田字庚申岱八番地 大館市比内公民館
午前九時	平成二十一年六月二十八日	北秋田市脇神字下太田面二十二番地一 北秋田市沢口林業センター
午後二時	平成二十一年六月二十八日	秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地二 遊学舎
午前九時	平成二十一年六月三十日	雄勝郡東成瀬村田子内字仙入下三十番地一 東成瀬村防災情報センター
午前九時	平成二十一年七月一日	にかほ市平沢字馬飼森三十番地 むらすぎ荘
午後一時	平成二十一年七月二日	潟上市大久保堤の上一番地三 昭和公民館
午後九時	平成二十一年七月五日	大館市桜町南四十五番地一 大館市民文化会館
午後一時	平成二十一年七月六日	南秋田郡五城目町上樋口字堂社七十五番地 五城目町民センター
午後一時	平成二十一年七月七日	南秋田郡大潟村中央一番地五 大潟村農業協同組合
午前九時	平成二十一年七月十日	鹿角市花輪字荒田一番地一 鹿角地域広域交流センター
午前九時	平成二十一年七月十日	大館市早口字上野四十三番地 大館市田代公民館

午前九時	平成二十一年七月十日	秋田市土崎港西四丁目二番地 土崎公民館
午前九時	平成二十一年七月十一日	能代市字海詠坂三番地二 能代山本広域交流センター
午前九時	平成二十一年七月十二日	湯沢市字沖鶴六十九番地五 湯沢雄勝広域交流センター
午前九時	平成二十一年七月十四日	大仙市南外字下袋二百十八番地 大仙市南外コミュニティセンター
午前九時	平成二十一年七月十七日	北秋田市阿仁銀山字下新町四十一番地一 北秋田市阿仁総合窓口センター
午後一時	平成二十一年七月十七日	秋田市河辺戸島字上祭沢三十八番地四 秋田県森林学習交流館
午後一時	平成二十一年七月二十一日	仙北市角館町字中菅沢七十七番地三十 仙北市角館交流センター
午後九時三十分	平成二十一年七月二十二日	潟上市天王上江川四十七番地 天王公民館
午後一時	平成二十一年七月二十三日	男鹿市船川港船川海岸通り二番地二 男鹿市文化会館
午後一時	平成二十一年七月二十九日	仙北郡美郷町畑屋字街道東百四十四番地 美郷町ふれあいセンター
午前九時	平成二十一年八月二日	北秋田市阿仁前田字大道下三番地一 コンベンションホール四季美館
午後一時	平成二十一年八月三日	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後二十七番地 仙北市田沢湖総合開発センター
午前九時	平成二十一年八月七日	大館市桜町南四十五番地一 大館市民文化会館
午前九時	平成二十一年八月二十八日	北秋田市上杉字中山沢百二十

午前九時	平成二十一年八月二十九日	八番地 県立北欧の杜公園
午後一時	平成二十一年八月二十九日	大仙市大曲日ノ出町二丁目七番地五十三 大仙市大曲交流センター
午前九時	平成二十一年八月三十日	鹿角市花輪字荒田一番地一 鹿角地域広域交流センター
午前九時三十分	平成二十一年八月三十日	由利本荘市上大野十六番地 本荘由利広域交流センター
午後二時	平成二十一年九月六日	秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地二 遊学舎

(一) 適性検査及び講習の内容

(1) 適性検査  
視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 講習  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、三時間以上の講習を行う。

三 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

(一) 狩猟免許試験の受験

(1) 狩猟免許申請書

(2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四十一条第一号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四十一条第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(二) 狩猟免許の更新

(1) 狩猟免許の更新申請書

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四十一条第一号の規定による許可を現に受けている場合

にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四十条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

四 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成二十一年五月一日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日(以下「狩猟免許更新日」という。)の二日前まで、秋田県生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、八十円切手を貼つたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

五 申請書類の提出期間及び提出場所

(一) 申請書類は、平成二十一年五月一日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の二日前までに住所を所管する地域振興局長に提出すること。

(二) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(一)の期間(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(三) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書きし、書留郵便で送付すること。

この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の七日前までに到着したものに限り受け付ける。

六 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付開始時刻の三十分前から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、本人であることを証するもの(秋田県猟友会員手帳等)を持参すること。

七 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先

秋田県生活環境文化部自然保護課又は各地域振興局森づくり推進課

**秋田県告示第百八十号**

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定に基づき、次のとおり収用の手続開始を告示する。

平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 起業者の名称 大仙市
- 二 事業の種類 地域交流センター新築工事
- 三 収用の手続が開始される起業地 秋田県大仙市幸町地内
- 四 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所 大仙市 大曲南庁舎 建設部 都市計画課

**秋田県告示第百八十一号**

平成二十一年秋田県告示第百十三号の基本測量について、平成二十一年三月二十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県告示第百八十二号**

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 作業の種類 基本測量(精密地形調査)
- 二 作業を行う地域 湯沢市、雄勝郡東成瀬村
- 三 作業を行う期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

**秋田県告示第百八十三号**

秋田県卸売市場条例(昭和四十六年秋田県条例第七十一号)第八条の規定により、次のとおり卸売業務を廃止する旨の届出があつたので、同条例第三十条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	卸売業者氏名	名称	所在地	取扱品目	廃止年月日
						株式会社 本荘県水 代表取締役 中 村 俊 二	本荘総合卸売市場協同組合	由利本荘市水林四百十五番地	水産物	平成二十一年三月三十一日
一 道路の区域						<p>秋田県告示第百八十四号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。</p> <p>平成二十一年四月十四日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>				

一般国道	
新	旧
百七号	百七号
横手市平鹿町字川原崎一八番二から五九番二まで	
〃	
一一・七〇〇～一四・五〇〇	〇・一九二
一一・一〇〇～二〇・〇〇〇	〇・一九二

- 二 供用開始の期日 平成二十一年四月十四日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年四月十四日から同月二十八日まで

秋田県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	湯沢雄物川大曲線	横手市大雄字宮小路三九番二から五十七番三地先まで

- 一 供用開始の期日 平成二十一年四月十四日
- 二 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年四月十四日から同月二十八日まで

公 告

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)	入札保証金(円)
能代市中和				八、五四〇、〇〇〇	〇〇〇

一 一丁目一八宅地 二四〇・七〇〇番四四	八五四、〇〇〇
二 由利本荘市石脇字田尻宅地 九七七・二三野七番二六	二一、三〇四、〇〇〇
三 大仙市大曲戸巻町八一宅地 八四番三	二、一三一、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一～三	ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)による	平成二十一年四月十四日(火)午後一時から同年五月十二日(火)午後二時まで

三 入札執行の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一～三	公有財産売却システムによる	平成二十一年五月二十六日(火)午後一時から同年六月二日(火)

四 開札日時

番号	場 所	日 時
一～三	公有財産売却システムによる	平成二十一年六月二日(火)午後一時

五 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は一回に限り行うことができる。

六 現地説明を行う場所及び日時

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時
一	能代市中和一丁目一八番四四	随時
二	由利本荘市石脇字田尻野七番二六	随時
三	大仙市大曲戸巻町八一番三	随時

七 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項に規定する一般競争入札に参加させることができな者又は同条第二項各号に掲げる者のいづれにも該当しない個人又は法人であること。
- (二) 日本語を完全に理解できる者。
- (三) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。
- (四) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする。

する場合でこれらの資格を有する者。  
(五) 二により、あらかじめ一般競争入札への申込みをしたものであること。

八 一般競争入札の参加申込み等に関する事項  
(一) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。  
(二) 申込み手続き  
一般競争入札の参加申込み手続きは、(一)により参加の申込み手続きを完了した後、二で掲げた期日までに所定の申込書により秋田県出納局会計管財課に一般競争入札への参加を申込みものとする。

なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。  
九 入札保証金に関する事項  
(一) 入札に参加しようとする者は、一に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。  
(二) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

(三) 入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。  
十 契約に関する事項  
落札者は、平成二十一年六月八日(月)までに契約締結しなければならない。

十一 売払代金の納入  
契約を締結した者は、物件が不動産の場合は平成二十一年六月二十九日(月)までに、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

十二 入札の無効  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

十三 落札者の決定の方法  
入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

十四 予定価格  
秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱

要領により公表する。

十五 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一六六〇―二七三六)に照会のこと。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、男鹿東部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

男鹿市船越字サツビ三十七番地

男鹿市脇本脇本字飯ノ町三十六番地

男鹿市脇本脇本字脇本二百十二番地

男鹿市脇本百川字方丈田百三十五番地二

男鹿市脇本浦田字大保田八十二番地一

男鹿市脇本百川字相ノ沢五番地一

男鹿市船越字内子四十四番地

男鹿市脇本富永字大倉五十一番地

男鹿市脇本浦田字大保田八十五番地

男鹿市脇本樽沢字神明下七十四番地二

男鹿市脇本富永字飯ノ森の五十一番地一

男鹿市船越字船越三百四十五番地一

就任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本富永字飯ノ森の五十一番地一

男鹿市脇本浦田字管ノ沢八十五番地三

男鹿市脇本脇本字脇本二百十二番地

男鹿市脇本富永字大倉五十一番地

男鹿市船越字サツビ三十七番地

男鹿市船越字本町三番地

男鹿市船越字船越三百四十五番地

男鹿市脇本樽沢字神明下七十四番地二

男鹿市脇本百川字相ノ沢五番地一

男鹿市脇本百川字方丈田百三十五番地二

男鹿市脇本脇本字飯ノ町三十六番地

男鹿市脇本浦田字大保田八十五番地

退任監事の住所及び氏名

男鹿市船越字狐森二十三番地

男鹿市脇本百川字夏張七十二番地一

男鹿市脇本脇本字脇本百八番地

就任監事の住所及び氏名

男鹿市脇本百川字夏張七十二番地一

男鹿市脇本脇本字脇本百八番地

男鹿市船越字根木三百三十九番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本郡市川堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町飛根字富根三百十八番地一

退任監事の住所及び氏名

能代市二ツ井町飛根字町頭十五番地十二

池端 博美

高橋 春見

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三種町鶴川土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名

山本郡三種町鶴川字萱刈沢五十八番地二

日諸 松雄

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十一号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成二十一年四月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第二中

ケアハウスぶなの森

山本郡八峰町八森字寺の後川向八番地一

を

ケアハウスぶなの森 特別養護老人ホーム もりたけ	山本郡八峰町八森字寺の後川向 八番地一
	山本郡三種町森岳字木戸沢百番 地四十七

改める。  
附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

に

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(086)8766  
FAX(086)8766  
E-mail:matsubaransatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄